

## 【試験及び成績評価に関する規則】

第1条 この規則は、学則第12条に基づき、試験に必要な事項を定めたものである。

第2条 試験は、学期末または学年末に、その履修した学科目について、筆記、記述、論文(レポートを含む)、実技のいずれか1または2以上によって行う。

(ア) 試験を行う学科目名、日時は試験開始2週間前に教務部から掲示発表する。

(イ) 論文(レポートを含む)の題目及び提出期限は各学科目担当教員から掲示発表する。

(ウ) 試験のほか各学科目担当者において必要と認めた場合、臨時試験を行うことがある。

第3条 成績は、各学科のシラバスに示された到達目標(学習成果)の達成度によって評価されるものとする。成績の表示は次の表の通りとし、秀・優・良・可を合格とし、所定の単位を与える。59点以下及び履修放棄は不可とする。

評価	評価点	到達目標(学習成果)の達成度との関係
秀	95 ～ 100	到達目標(学習成果)に極めて優秀な水準で達している。
優	80 ～ 94	到達目標(学習成果)に優秀な水準で達している。
良	65 ～ 79	到達目標(学習成果)に良好な水準で達している。
可	60 ～ 64	到達目標(学習成果)に達している。
不可	59点以下	到達目標(学習成果)に達していない。

到達目標(学習成果)の測定は、試験だけではなく、通常の授業においても行い、総合的に評価することがある。

(ア) 成績は、試験終了後1週間以内に学生に、60日以内に学生の保護者等(学資支弁者)にも通知する。

(イ) 成績の通知は成績通知表をもってする。

(ウ) 成績評価による学習成果を総合的に判断する指標としてグレード・ポイント(GP)及びグレード・ポイント・アベレージ(GPA)を用いる。1単位当たりのグレード・ポイントは、秀(4ポイント)、優(3ポイント)、良(2ポイント)、可(1ポイント)、不可(不合格、及び履修放棄:0ポイント)とする。

第4条 次の各項に該当する者は受験の資格を失う。

- 1、各学科目の授業において出席時数が所定の時数の3分の2に達しない者。
- 2、学納金が完納されていない者。
- 3、試験開始後20分以上遅刻した者。

第5条 試験の結果、不合格となった学科目については、願い出により、1回限り再試験を行う。

(ア) 再試験は再試験期日の前日までに所定の手数料を添えて教務部へ提出しなければならない。

- (イ) 再試験は定期試験終了後60日以内に行う。
- (ウ) 再試験による成績評価は最高79点とする。
- (エ) 不合格で再試験を受けない者、または履修を放棄した者は、翌年度に再受講することができる。ただし、成績評価は最高79点とする。

第6条 再試験に不合格の場合は、願い出により、1回に限り再々試験を受けることができる。

- (ア) 再々試験は前期の分にあつては、その年次の11月末日までに行う。後期については次年度の5月末日までに行うが、卒業年次の学生については後期試験に引き続き指定期間内に行うものとする。

- (イ) 再々試験願、成績評価は前条の規定を適用する。

第7条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けられなかった者については、届出によってその事由が正当と認められた場合に限り、1回限り、追試験を受けることができる。

- (ア) 追試験願は試験終了後、所定の手数料を添えて教務部へ提出しなければならない。

- (イ) 追試験願には、受験できなかった事由を明記し、それを証明する医師の診断書など必要な証明書を添付しなければならない。

- (ア) 追試験による成績評価は最高100点とする。

- (ウ) 追試験の成績が、不合格の学科目については第4条並びに第5条の規定を適用する。

第8条 試験中に不正行為をした者については、教授会の審議を経て、その学科目の受験資格を取り消す。その学科目について再受講の上、再び試験を受けなければならない。

第9条 再試験、再々試験、追試験の手数料は次のとおりとする。

- (ア) 再試験(1科目)は2,000円とする。

- (イ) 再々試験(1科目)は5,000円とする。

- (ウ) 追試験(1科目)は1,000円とする。

付 則 省略

現行(廃止)

## 【試験規則】

第1条 この規則は、学則第16条に基づき試験に必要な事項を定めたものである。

第2条 試験は、学期末または学年末に、その履修した学科目について、筆記、記述、論文(レポートを含む)、実技のいずれか1または2以上によって行う。

(エ) 定期試験を行う学科目名、日時は試験開始2週間前に教務部から掲示発表する。

(オ) 論文(レポートを含む)の題目及び提出期限は教務部から掲示発表する。

(カ) 定期試験のほか各学科目担当者において必要と認めた場合、臨時試験を行うことがある。

第3条 各学科の成績評価は100点法をもって表し、秀・優・良・可・不可の5段階に分けて学生に通知する。

2 95 ～ 100・・・ 秀

80 ～ 94・・・ 優

65 ～ 79・・・ 良

60 ～ 64・・・ 可

59点以下及び履修放棄を不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

(エ) 定期試験の成績は、試験終了後1週間以内に学生に、60日以内に学生の保護者(学資支弁者)にも通知する。

(オ) その通知は成績通知表をもってする。

(カ) 第2項の成績評価による学修成果を総合的に判断する指標としてグレード・ポイント(GP)及びグレード・ポイント・アベレージ(GPA)を用いることができる。1単位当たりのグレード・ポイントは、秀(4ポイント)、優(3ポイント)、良(2ポイント)、可(1ポイント)、不可(不合格、及び履修放棄:0ポイント)とする。

第4条 次の各項に該当する者は受験の資格を失う。

1、各学科目の授業において出席時数が所定の時数の3分の2に達しない者。

2、学納金が完納されていない者。

3、試験開始後20分以上遅刻した者。

第5条 試験の結果、不合格となった学科目については、願い出により、1回限り再試験を行う。

(オ) 再試験は再試験期日の前日までに所定の手数料を添えて教務部へ提出しなければならない。

(カ) 再試験は定期試験終了後60日以内に行う。

(キ) 再試験による成績評価は最高79点とする。

(ク) 不合格で再試験を受けない者、または履修を放棄した者は、翌年度に再受講することができる。ただし、成績評価は最高79点とする。

第6条 再試験に不合格の場合は、願い出により、1回に限り再々試験を受けることができる。

(ウ) 再々試験は前期の分にあつては、その年次の11月末日までに行う。後期については次年度の5月末日までに行うが、卒業年次の学生については後期試験に引き続き指

定期間内に行うものとする。

(エ) 再々試験願、成績評価は前条の規定を適用する。

第7条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けられなかった者については、届出によってその事由が正当と認められた場合に限り、1回限り、追試験を受けることができる。

(エ) 追試験願は試験終了後、所定の手数料を添えて教務部へ提出しなければならない。

(オ) 追試験願には、受験できなかった事由を明記し、それを証明する医師の診断書など必要な証明書を添付しなければならない。

(イ) 追試験による成績評価は最高100点とする。

(カ) 追試験の成績が、不合格の学科目については第4条並びに第5条の規定を適用する。

第8条 試験中に不正行為をした者については、教授会の審議を経て、その学科目の受験資格を取り消す。その学科目について再受講の上、再び試験を受けなければならないが、この場合、その科目が選択科目であっても必修科目に準ずる取り扱いをする。

第9条 再試験、再々試験、追試験の手数料は次のとおりとする。

(エ) 再試験(1科目)は2,000円とする。

(オ) 再々試験(1科目)は5,000円とする。

(カ) 追試験(1科目)は1,000円とする。

付 則 省略